

平成30年度答申第13号
平成30年5月29日

諮問番号 平成29年度諮問第57号（平成30年3月6日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 中小企業退職金共済法10条5項に基づく退職金減額認定処分に関する
件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、審査請求人に係る中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「中退共法」という。）10条5項に基づく退職金減額認定処分（以下「本件認定処分」という。）をしたことに対し、これを不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令の定め

中退共法は、中小企業者の拠出による従業員の退職金共済制度として、中小企業者が独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）との間で従業員を被共済者として締結する退職金共済契約について規定しており、中退共法10条1項は、機構は、被共済者が退職したときは、その者に退職金を支給する旨規定している。

その上で、同条5項は、被共済者がその責めに帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働大臣が相当であると認めたときは、機構は、退職金の額を減額して支給することができる旨規定している。

厚生労働省令である中小企業退職金共済法施行規則（昭和34年労働省令第23号。以下「中退共規則」という。）18条各号は、上記中退共法10条5項の厚生労働省令で定める基準を規定しており、その1号は、窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、当該企業に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しくき損し、又は職場規律を著しく乱したことを掲げている。

そして、中退共規則21条1項は、共済契約者は、中退共法10条5項の認定を受けようとするときは、被共済者の退職事由が中退共規則18条の基準に該当するものであることを明らかにした退職金減額認定申請書を被共済者が退職した日の翌日から起算して20日以内に厚生労働大臣に提出しなければならない旨規定している。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) P社（以下「本件会社」という。）は、機構との間で退職金共済契約を締結した共済契約者であり、審査請求人は、本件会社の従業員で、被共済者であった者である。

（退職金の支給について（ご通知））

- (2) 審査請求人は、本件会社を退職したが、本件会社は、処分庁に対し、審査請求人の退職事由を平成28年3月25日、本件会社の代表取締役Qに対し、暴行傷害事件を起こし、同年4月14日の臨時取締役会で懲戒解雇の決議に至ったこと等とする平成28年5月2日付けの退職金減額認定申請書を提出した（以下、これを「本件申請」という。）。

（退職金減額認定申請書兼退職金減額認定があったことを証する書面）

- (3) 処分庁は、平成28年6月28日、本件申請に対し、本件認定処分を行った。

（退職金減額認定申請書兼退職金減額認定があったことを証する書面）

- (4) 審査請求人は、平成28年7月25日、機構に対し、退職金の支給を請求したが、機構は、同年8月15日、審査請求人に対し、本件会社が本件認定処分があったことを証する書面を添えて退職金の額の80パーセント

を減じて支給するよう申出をしていたことから、退職金を80パーセント減額して支給する旨通知した。

(退職金の支給について(ご通知))

(5) 審査請求人は、平成28年10月20日、審査庁に対し、本件認定処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、平成30年3月6日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、諮問した。

(諮問書)

4 審査請求人の主張の要旨

(1) 処分庁は、審査請求人が、Qに頭部裂創及び腰部等打撲の傷害を負わせる暴行をした旨認定して、本件認定処分をした。しかし、Qには頭部裂創は最初から存在しないことは診断書上明白であり、腰部等打撲の原因はしゃがんで作業をしている同人のサンダルに審査請求人がつまずいて転んだことによるもので、故意がなく暴行行為にも該当しない。腰部打撲の結果も過剰申告の疑いがある。

(2) 審査請求人がQの挑発行為(審査請求人の顔先約10センチメートルに自己の顔を近づけたこと)により顔を押し返した際に生じたひっかき傷(擦過傷)も、挑発行為を回避するために行ったから正当防衛が成立するし、先行して同挑発行為が存在する以上、企業に重大な損害を与えたり、職場規律を著しく乱したと認められるものではない。本件は解雇相当事案ではなく、解雇につき審査請求人の責めに帰すべき事由がないので、退職金の減額認定をする必要性及び合理性を欠く。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

1 審査請求人はQに対して行った暴行については故意ではないこと、先行して同人による挑発行為があったこと等から会社に重大な損害を与え、職場規律を著しく乱した事実は認められない旨を主張しているが、本件認定処分に係る照会時においては、考慮してほしい経緯があるとしながらも審査請求人がQに対し、「頭部に全治一週間の裂創を負わせたうえ、金庫の前でしゃがんでいたところから後ろから腰にけりをいれ、全治1週間のけがを負わせたこと」を認めていた。Qの負

傷の状態については、審査請求人が主張するように「裂創」とまではいえないとしても「頸部擦過傷」及び「腰部打撲」と診断されていることから、Qが審査請求人の行為によって負傷したことが認められる。

- 2 また、審査請求人の行為によってQが負傷した状況は、本件会社の複数の労働者が認めている。一方、審査請求人からその主張を認めるに足る証拠や証言は提出されていない。
- 3 以上から、本件については少なくとも審査請求人の傷害行為によってQが負傷しており、また、警察への通報がなされるなど、職場規律を著しく乱したことについての事実認定は妥当であると考えられる。
- 4 よって、原処分は違法又は不当なものとはいえないため、審査請求人の請求には理由がないため、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について
本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はないと認められる。
- 2 本件認定処分の違法性及び不当性について
(1) 一般に、退職金とは、従業員が相応の期間にわたって勤務した後に退職する場合において支給されるもので、その勤務に対する功労報償的な性格と賃金の後払いとしての性格という二面的な性格を有するものと考えられるが、中退共法においても、退職金の額は、被共済者ごとに定めた掛金の納付総額を基に算定され、当該被共済者に係る掛金の納付があった月数が12か月以上ある場合に、掛金納付月数の区分に応じた額とされており（中退共法10条1項及び同条2項）、賃金の後払いとしての性格を有しているといえることができる。

中退共法10条5項は、被共済者がその責めに帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があった場合は、厚生労働大臣が退職金の減額が相当であると認定したときに、機構は退職金の額を減額して支給することができる旨定めるが、これは、賃金の後払い的性格を有する退職金の支給を被共済者が受ける権利を有することを前提とした上で、退職する被共済者の勤続の功労を減殺する程度の信義に反する行為があった場合には、共済契約者の求めにより減額することができるとの趣旨に基づく規定と解される。それゆえ、処分庁が退職金の減額が相当であると認定するための基準である中退共規則18条各号には、退職する被共済者の勤続の功

労を減殺する程度に信義に反する行為が挙げられている。

以上の中退共法の趣旨に鑑みると、退職金の減額が相当と認定できるのは、中退共規則18条各号のいずれかに該当し、当該事由により退職したことが明らかである場合というべきである。

- (2) 本件認定処分は、被共済者である審査請求人がQに暴力を振るい傷害を負わせたため、本件会社が審査請求人を懲戒解雇したとの認定を前提とし、審査請求人の行為が中退共規則18条1号に該当するとした上で、その退職が審査請求人の責めに帰すべき事由によるものであるとして、退職金の減額が相当であると認定した処分である。

関係資料によれば、審査請求人がQに対し、暴力をふるい傷害を負わせた疑いは相当強い。

しかし、審査請求人から当審査会に提出された第1回労働審判手続期日調書（調停成立）等によれば、審査請求人と本件会社との間の労働審判手続において、平成30年1月30日に調停が成立し、本件会社は審査請求人に対する懲戒解雇を撤回し、平成28年4月14日をもって審査請求人が本件会社の都合により合意退職したことを相互に確認したこと、本件会社は本件認定処分の取消しを望んでいることが認められる。

本件会社が審査請求人に対する懲戒解雇を撤回し、審査請求人の退職を本件会社の都合による合意退職とした以上、審査請求人がその責めに帰すべき事由により退職したとして、退職金の減額が相当であると認めるのは困難といわざるを得ない。

また、退職金の減額は、退職する被共済者の勤続の功労を減殺する程度の信義に反する行為があった場合に、共済契約者の求めによってなされるものであることに鑑みると、上記調停の成立によって、本件会社が退職金の減額をしないことを望んでいるとされた以上、退職金の減額認定の仕組みを稼働させる必要性が失われている。

したがって、退職金の減額を相当とする実質的な理由は存しないから、本件審査請求を棄却すべきとの審査庁の判断は妥当とはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求に係る処分は取り消されるべきであり、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史